

エイチ・エス損保の現状 2018



 エイチ・エス損害保険株式会社

目 次

はじめに	3
I 当社の概況および組織	4
1 代表的な経営指標	4
2 経営方針	4
3 当社の特色	5
4 当社の沿革	6
5 経営組織	7
6 株主・株式の状況	7
7 役員の状況	9
8 会計監査人の状況	10
9 従業員の状況	10
II 保険会社の主要な業務の内容	11
1 取扱商品	11
2 各種サービス	12
3 保険の仕組み一般	14
4 保険約款	14
5 保険料	15
6 保険金の支払	15
7 保険募集	16
III 保険会社の主要な業務に関する事項	17
1 2017年度における事業の概況	17
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	19
3 業務の状況を示す指標	19
4 責任準備金の残高の内訳	31
5 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト）	31
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表	32
IV 保険会社の運営	32
1 リスク管理体制	32
2 法令等遵守の体制	33
3 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	34
4 社外・社内の監査・検査体制	34
5 コーポレートガバナンスの体制	35
6 内部統制システムの構築に関する基本方針	35
7 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	37
8 反社会的勢力の排除のための基本方針	40
9 利益相反管理の基本方針	40
V 財産の状況	42
1 計算書類	42
2 リスク管理債権	49
3 債務者区分に基づいて区分された債権	50
4 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）	51
5 保険会社およびその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）	53
6 時価情報	54
7 その他	55
VI 保険会社およびその子会社等の概況	55
1 主要な事業の内容、組織の構成および子会社等に関する事項	55
VII 保険会社およびその子会社等の主要な業務	56
1 直近の事業年度における事業の概況	56

はじめに

当社は、2007年11月に営業を開始して以来、旅行保険を中心に事業を営んでまいりました。昨年10周年を迎えるにあたり、主力の海外旅行保険においては、契約件数が延べ600万件を超えて多くのお客様にご用命いただくことができました。これもひとえに、お客様、代理店の皆様をはじめ、関係者皆様のご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

近年のグローバル化の進展やITの進歩には目覚しいものがあります。当社は、このような事業環境の中で、今まで築き上げてきたお客様目線のサービスを維持しながら、変化するべきものを敏感に捉え、迅速な変革（新商品の開発および商品の改善など）を進めております。2011年6月から販売しているインターネット専用海外旅行保険は、これまでにも各種の改良・改善を重ねてまいりましたけれども、昨年は、ウェブサイトおよびスマートフォンアプリを刷新し、スマートフォンユーザーを含めたお客様の利便性向上を図って、本年（2018年）1月に「たびとも」という新たな商品へ進化いたしました。また、お客様に、より安全・安心で快適にご旅行していただけるようにという願いから、ご旅行中の事故予防に保険会社として可能な取組みを進めており、海外で発生が多いトラブルとその対策について、当社の公式ウェブサイトを通じて情報の提供を始めております。

2017年より、当社も幅広い分野へ挑戦するH.I.S.グループの一員に加わっておりますが、H.I.S.グループは「自然の摂理にのっとり、人類の創造的発展と世界平和に寄与する」をグループ企業理念に掲げています。当社は、このグループ企業理念の下に、「人々をリスクから解放し幸せにする」を社会的使命（ミッション）として定め、加速するグローバル化の進展等の経営環境の変化に適応し、変化してゆくお客様のニーズを的確に把握して、スピード感を持って、より付加価値ある保険商品と保険サービスをご提供できるように努めてまいります。

このように、「お客様に選んでいただける損害保険会社」となるために、当社は日々研鑽を重ねてまいりますので、今後とも、皆様の変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

2018年7月

**エイチ・エフ損害保険株式会社
代表取締役社長 楠原成基**

本誌は、保険業法第111条および同施行規則第59条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

I

当社の概況および組織

1. 代表的な経営指標

	2016 年度	2017 年度
正味収入保険料	3,092 百万円	3,178 百万円
正味損害率	43.3%	41.4%
正味事業費率	50.1%	49.8%
保険引受利益	81 百万円	90 百万円
経常利益	63 百万円	90 百万円
当期純利益	67 百万円	52 百万円
単体ソルベンシー・マージン比率	864.1%	803.3%
総資産額	4,066 百万円	4,304 百万円
純資産額	1,899 百万円	1,936 百万円

(注) リスク管理債権はありません。

2. 経営方針

経営理念

私たちエイチ・エス損保は、保険の取扱種目を特定の分野に特化することで、高い専門性と迅速性を兼ね備えた高品質な商品と親切な保険サービスをお客様にお届けしていきたいと考えています。

その目標を実現するために、私たちは次の経営理念を掲げています。

(1) 変化と創造を尊び、夢と志に挑戦し続けます。

変革が叫ばれる今日、私たちは自らをその変革の士と捉え、創生・創造を重んじ、損害保険のあるべき将来像を追求し、同じ志を共有する人材の集団を形成して、損害保険事業に新たな潮流を生み出すことができるよう挑戦し続けます。

(2) 目線は常にお客様に、お客様に最高のサービスを提供します。

保険加入から保険金支払いに至るまで、常にお客様に高い満足感を感じていただけるよう、最高のサービスを提供し続けること。それが、私たちの目指す保険サービスです。保険加入時における商品内容や加入手続きの分かりやすさ、そして事故発生時における丁寧・親切・迅速な対応。そのようなサービスを、いつ、誰にでも提供できる体制を確立します。

(3) 保険のプレゼンス向上に寄与します。

私たちは、保険の加入率の向上に取組んでいます。少しでも多くの方々に保険をご理解いただき、より多くの方々に保険による安心感をお持ちいただくことが、損害保険のプレゼンス（存在感）を高めていくことに繋がると、私たちは確信しています。

経営方針

(1) ローコスト経営で消費者に還元

「適正な補償を、廉価な保険料で」が損害保険の原点と考えますが、既存の保険会社においては、過去度重なる料率改定を通じて、保険料の引き下げを行わずに補償範囲の拡大を行った結果、顧客ニーズに対する対応力は大いに上がった現実があります。

半面、自由化・多様化および細分化の進展に伴って、契約者・被保険者のニーズにも幅ができるており、保険料は補償内容との比較で二極化の方向に変化しているものと推察します。

当社は、コストを低いレベルに抑えることで、適正な補償のまま保険料を低くした商品を提供することが可能であると考えます。

また、人員が少ないことの効果として、個人間・組織間の助け合い意識の向上を図り、情報収集・情報の共有化を徹底して推し進め、業務の効率的な運営を行います。

(2) 種目・チャネルの限定

当社は、旅行保険を中心に据えつつ、販売商品を絞ることで、健全かつ堅実な事業運営を維持しつつ着実な成長を目指します。

旅行保険については、当社の株主でもあるエイチ・アイ・エス社をはじめとする旅行代理店、旅行関連業者での旅行保険募集を基礎にして、代理店委託・保険募集を推し進めることで、効率的なチャネルの構築・保険募集が可能と考えます。

販売する保険種目およびチャネルを限定することにより、システム開発コスト、システム運用コスト、人材採用、人材の配置、ひいては物件費に至るまで、コスト削減が可能となります。

そして、この基礎の上に利便性が高く、広く市場から支持される保険を開発・提供し続けることで、健全かつ堅実な損害保険会社運営を行います。

(3) 新たなるチャレンジャーとしての存在

当社は、損害保険業界で「顧客に最も近い、チャレンジャー」としてありたいと考えます。当社の存在意義は、一人一人の顧客の声やニーズに注目し、顧客の視線で業務改善ができるような小回りのよい保険会社となることだと考えています。

既存の保険会社にはないお客様との距離感を保ち、後発の小さな保険会社としてのメリットを最大限有効活用して小回りの効く運営をすることにより前進していくと考えます。そのような観点から当社が市場に臨む事柄は、特に海外旅行者に対して100%の付保案内をし、できるだけ高い付保状況を作りたいということあります。

海外における不本意な事故は依然として後を絶ちません。一人でも多くの旅行者に特に海外における保険の重要性・必要性を、旅行業代理店、ホームページ、あるいは広告媒体などを通じて訴え続けて行きたいと考えます。この姿勢のもとに、加入し易い商品の提供および事故の際の親切・迅速な保険金支払サービスの提供を通じて、不幸にも事故に遭われた海外旅行者の方々の一日でも早い日常生活への復帰にむけて、主に経済生活面でサポートしたいと考えます。

3. 当社の特色

エイチ・エス損保は、H.I.S.グループの一員です。

当社は、旅行業、航空業そしてレジャー産業を革新してきた H.I.S. グループの一員として、損害保険業にも新しい風を吹き込むチャレンジャーであり続けます。

エイチ・エス損保は、新しい損害保険会社です。

当社は、営業開始から 12 年目に入りますが、損害保険業ではまだまだ新しい会社です。新しいプレーヤーであることを常に忘れず、これまでの業界の常識や慣例にとらわれない発想で補償やサービスを見直し、お客様に新たな選択をご提供したいと考えております。

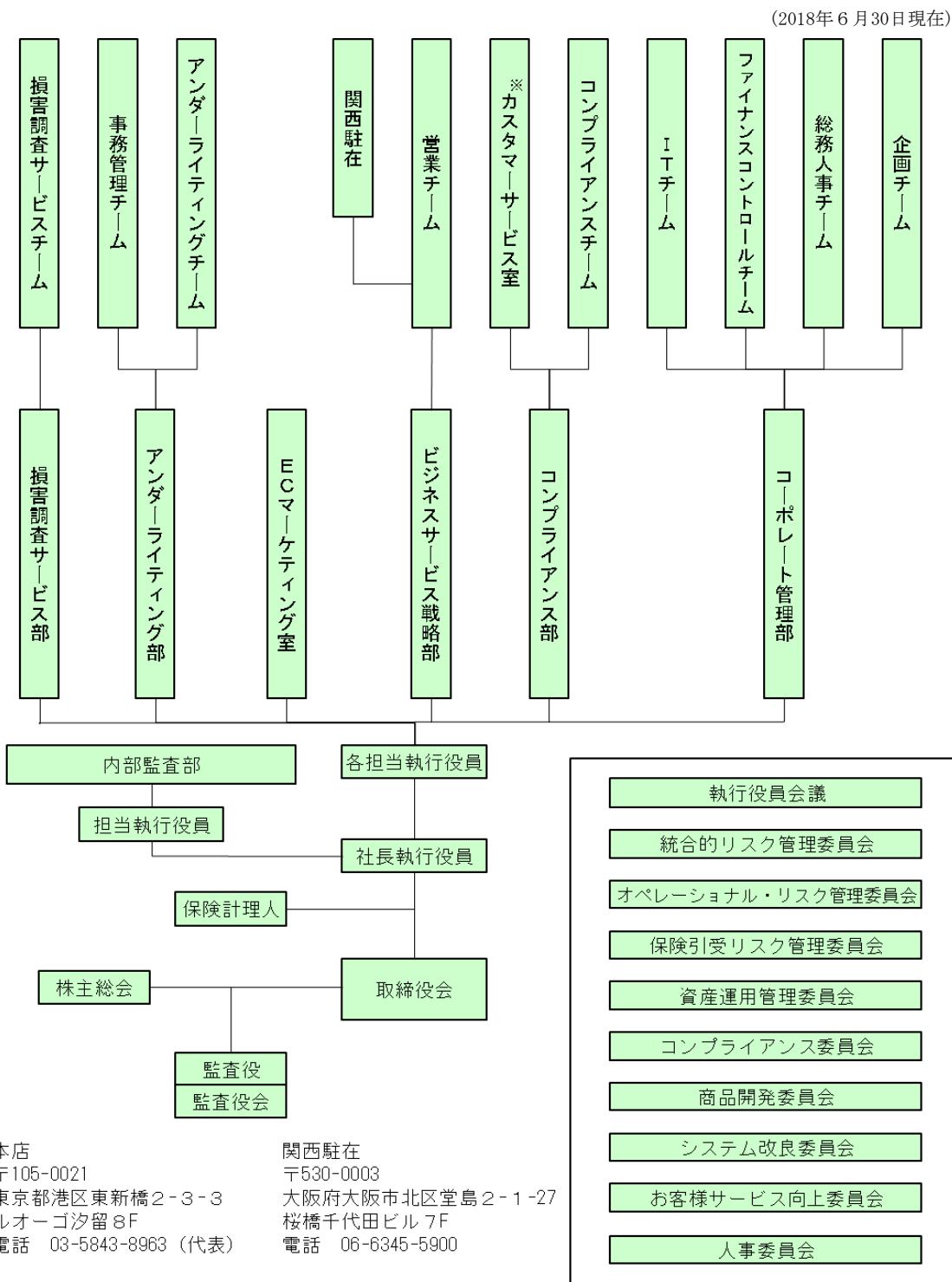
エイチ・エス損保は、専門の保険マーケットに特化した会社です。

専門分野を持つ会社の強みを活かし、お客様のニーズに対して身軽に素早くお応えしていきます。

4. 当社の沿革

2005年 5月	エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（準備会社）設立（資本金2,000万円）
2005年10月	資本金1億円（増資）
2005年12月	資本金10億円（増資）
2007年 9月	「エイチ・エス損害保険株式会社」に商号変更し、第三者割当により資本金を16億1,200万円に増資
2007年10月	損害保険業免許取得
2007年11月	営業開始
2008年 4月	インターネット通販を開始
2009年 7月	海外旅行保険の改定
2009年 8月	本店を東京都新宿区四谷三丁目12番に移転
2010年 4月	保険金請求手続完了後の保険金支払履行期間を従来の30日から原則15営業日に短縮 旅行特別補償保険発売
2010年 7月	国内旅行総合保険発売 関西駐在設置
2010年10月	国内航空傷害保険「ワンフライ特保険」発売
2011年 3月	旅行事故対策費用保険発売
2011年 4月	家財総合保険「やさしいネット」発売
2011年 6月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」発売
2011年 7月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」のスマートフォン専用契約申込みサイトの運用開始 お客様専用サイト「クローバーページ」開設
2011年 8月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」Android アプリ提供開始
2011年12月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」iPhone アプリ提供開始 海外旅行保険サポートサービスの拡充（カメラ・ビデオカメラ等修理サービス開始）
2012年 6月	国内旅行総合保険商品改定
2012年 7月	海外旅行保険商品改定
2012年 8月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」保険料改定 保険募集代理業務による生命保険および自動車保険の取扱開始
2012年10月	本店を東京都新宿区市谷本村町3番29号に移転
2012年12月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」スマートフォンによる申込みプランの拡充
2013年 1月	公式サイトリニューアル
2013年 4月	家財総合保険「やさしいネット」商品改定 国内旅行総合保険スマートフォン取引サイト運用開始
2013年 7月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」グループ旅行プランの取扱開始
2013年12月	国内旅行総合保険およびワンフライ特保険商品改定 公式サイト、スマートフォンサイトリニューアル
2014年 2月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」商品改定、ペットネームをネット海外旅行保険「スマートネットU」に変更 ネット海外旅行保険「スマートネットU」動画コマーシャル作成
2014年 4月	海外旅行保険商品改定
2014年 7月	ネット海外旅行保険「スマートネットU」の引受保険期間および延長可能期間を拡大 地震保険保険料改定
2014年11月	ネット海外旅行保険「スマートネットU」動画コマーシャル第二弾作成
2015年 4月	ネット海外旅行保険「スマートネットU」が「価格.com 保険アワード2015」を受賞 普通傷害保険・家族傷害保険（けがの保険「ライトネット」）発売
2015年 7月	ネット海外旅行保険「スマートネットU」保険料改定
2015年 8月	当社子会社エイチ・エスサポートセンター株式会社設立
2015年 9月	ネット海外旅行保険「スマートネットU」が「価格.com 保険アワード2016」を受賞
2016年 4月	当社子会社「エイチ・エスサポートセンター」を通じて海外サポート業務および事故受付業務の提供を開始
2016年 7月	公式サイトリニューアル 海外旅行保険商品改定、業界初（当社調べ）となる「通貨盗難補償特約」を新設
2016年12月	保険金請求手続完了後の保険金支払履行期間を従来の15日から原則9営業日に短縮 ネット海外旅行保険「スマートネットU」保険料改定
2017年 1月	地震保険の保険料および商品内容の改定
2017年 4月	ネット海外旅行保険「スマートネットU」が「価格.com 保険アワード2017」を受賞
2018年 1月	ネット専用海外旅行保険商品改定、ペットネームをネット海外旅行保険「たびとも」に変更 本店を東京都港区東新橋二丁目3番3号に移転
2018年 2月	ネット海外旅行保険「たびとも」が「価格.com 保険アワード2018」を受賞
2018年 4月	海外旅行保険商品改定

5. 経営組織



6. 株主・株式の状況

(1) 基本事項

総会開催時期 毎年4月1日から3か月以内に開催いたします。

決算期日 3月31日

公告方法 電子公告により行います。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

(2) 株主総会

第13回定時株主総会

2018年6月20日に開催され、次のとおり報告ならびに決議されました。

報告事項 第13期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認され、1株につき500円と決定し、その総額は、16,120,000円であります。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり取締役の報酬額を年額70百万円以内とし、取締役の報酬額に、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与を含むとすることが承認可決されました。

第3号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり取締役に松尾昭男、楠原成基、堤信博、上原悦人、西一仁および花岡俊雅の各氏が再選され、それぞれ就任いたしました。なお、上原悦人氏は社外取締役であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案どおり監査役に津田賢および川田充の各氏が再選され、新たに坂巻靖哲氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、川田充氏および坂巻靖哲氏は社外監査役であります。

(3) 株式の分布状況

(2018年3月31日現在)

区分	政府および地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等(うち個人)	個人その他	計
株主数(人)	—	—	—	5	—	1	6
所有株式数	—	—	—	32,170	—	70	32,240
割合	—	—	—	99.8%	—	0.2%	100.0%

(4) 株主の状況

(2018年3月31日現在)

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数に対する割合
株式会社エイチ・アイ・エス	26,436株	82.0%
澤田ホールディングス株式会社	4,514株	14.0%
IIB株式会社	1,000株	3.1%
株式会社ハウスメイトパートナーズ	200株	0.6%
松尾 昭男	70株	0.2%
株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング	20株	0.1%
計	32,240株	100.0%

(5) 資本金の推移

年月日	資本金(百万円)		摘要
	増減額	残高	
2005年5月24日	—	20	設立
2005年10月20日	80	100	
2005年12月26日	900	1,000	
2007年9月28日	612	1,612	有償第三者割当

(6) 最近の新株発行

種類	発行年月日	発行株数(株)	発行総額(百万円)	摘要
普通株式	2005年5月24日	400	20	(2名)
普通株式	2005年10月20日	1,600	80	(2名)
普通株式	2005年12月26日	18,000	900	(2名)
普通株式	2007年9月28日	12,240	612	有償第三者割当(19名)

7. 役員の状況

(2018年6月30日現在)

役職	氏名	略歴
代表取締役会長	松尾 昭男	1974年4月 安田火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 2005年4月 株式会社ディーエスイーネットコンサルティング事業企画部長 2005年5月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（現当社）代表取締役社長 2010年5月 エイチ・エスライフプランニング株式会社（現ふくろう少額短期保険株式会社）取締役 2015年9月 エイチ・エスサポートセンター株式会社 取締役 2017年8月 当社代表取締役会長執行役員（現任）
代表取締役社長	楠原 成基	1982年12月 株式会社インターナショナルツアーズ（現株式会社エイチ・アイ・エス）入社 2005年1月 同社取締役統括営業本部長 2006年2月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（現当社）取締役 2008年4月 株式会社エイチ・アイ・エス常務取締役 管理部門総轄兼海外事業本部長 2012年9月 九州産業交通ホールディングス株式会社 取締役 2014年3月 株式会社エイチ・アイ・エス専務取締役人事、国内旅行事業、インバウンド事業、東日本地区店舗営業所管 2017年1月 同社常務取締役 H.I.S. 訪日事業担当、インバウンド事業担当 2017年8月 当社代表取締役社長執行役員（現任）
常務取締役	堤 信博	1987年4月 コーンズアンドカンパニーリミテッド入社 1989年7月 興亜火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 2008年5月 エイチ・エス損害保険株式会社（当社）入社業務部長兼販売制度部長 2010年6月 当社取締役業務部長兼販売制度部長兼経営企画部長兼事務企画・システム部長 2011年7月 当社取締役経営企画部長兼事務企画・システム部長 2012年9月 エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社（現ふくろう少額短期保険株式会社）取締役 2015年6月 当社取締役執行役員経営企画部長兼事務企画・システム部長 2018年2月 当社取締役執行役員コーポレート管理部長 2018年6月 当社常務取締役執行役員コーポレート管理部長（現任）
取締役	西 一仁	1979年4月 大成火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 2003年7月 大成再保険株式会社（解散）出向 業務部長 2005年7月 同社転籍 2009年6月 エイチ・エス損害保険株式会社（当社）入社 業務部担当部長 2011年7月 当社業務部長 2015年6月 当社執行役員業務部長 2017年6月 当社取締役執行役員業務部長 2018年2月 当社取締役執行役員アンダーライティング部長（現任）
取締役 (社外取締役)	上原 悅人	1981年4月 平和生命保険株式会社（現マスミューチュアル生命保険株式会社）入社 1999年3月 同社財務部次長 2001年7月 同社プロパティマネジメントグループ長 2002年10月 全国養護共済会（現一般社団法人全国育児介護福祉協議会）入社 2007年5月 同会保全部副部長 2008年2月 澤田ホールディングス株式会社 顧問 2008年4月 エイチ・エス債権回収株式会社 監査役 2008年6月 澤田ホールディングス株式会社 監査役 2008年11月 エイチ・エス証券株式会社 監査役 2009年6月 エイチ・エス・アシスト株式会社 監査役 2010年5月 エイチ・エスライフプランニング株式会社（現ふくろう少額短期保険株式会社）監査役 2010年6月 澤田ホールディングス株式会社 取締役 2013年6月 エイチ・エス債権回収株式会社 取締役（現任） 2013年6月 当社取締役（現任） 2015年9月 エイチ・エスサポートセンター株式会社 監査役 2016年11月 澤田ホールディングス株式会社 代表取締役社長（現任） 2017年6月 株式会社外為どっとコム 監査役 2018年6月 H.S. International (Asia) Limited 取締役（現任） 2018年6月 株式会社外為どっとコム 取締役（現任）

役 職	氏 名	略 歴
取 締 役	花岡 俊雅	1991年3月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 1996年3月 同社手配課課長代理 2000年7月 同社ニューヨーク支店支店長 2006年10月 同社 ES/CS 管理本部 2008年9月 同社サンフランシスコ支店支店長 2011年8月 同社 H. I. S. U. S. A. INC GA/HR マネージャー 2013年1月 同社本社監査室チームリーダー 2017年3月 同社関係会社管理室室長代理（現任） 2018年4月 当社取締役（現任）
常勤監査役	津田 賢	1970年4月 安田火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 1998年6月 同社本店サービスセンター部自動車第3課次長兼課長 1998年9月 同社中国サービスセンター業務部長 2000年7月 同社営業開発第2部部長 2003年6月 株式会社損保ジャパン調査サービス（現損害保険ジャパン日本興亜株式会社）出向埼玉事業部長兼能力開発部担当部長 2006年4月 株式会社自研センター入社 取締役研修部長 2010年6月 エイチ・エス損害保険株式会社（当社）入社 内部監査部長 2013年4月 当社内部監査部担当部長 2014年6月 当社 監査役（現任）
監 査 役 (社外監査役)	川田 充	1996年1月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1997年1月 中央監査法人（最終名称みずす監査法人（解散））入所 2005年8月 株式会社ビジコム入社 2006年8月 株式会社ロイヤルストラテジー 取締役 2008年11月 川田公認会計士事務所 開設 代表（現任） 2014年5月 一般財団法人明光教育研究所（現公益財団法人明光教育研究所）評議員（現任） 2014年12月 株式会社エコノマイズ 監査役（現任） 2015年7月 グループス株式会社 監査役（現任） 2017年6月 エイチ・エスサポートセンター株式会社 監査役（現任） 2017年6月 当社 監査役（現任）
監 査 役 (社外監査役)	坂巻 靖哲	1987年4月 英和監査法人（現あづさ監査法人）入所 1994年6月 大野木公認会計事務所（現大野木総合会計事務所）入所 1997年1月 坂巻公認会計士事務所 開設（現任） 1998年11月 坂巻・馳会計事務所 開設 1999年8月 有限会社青山パートナーズ（現株式会社青山パートナーズコンサルティング）設立 代表パートナー（現任） 2005年11月 青山パートナーズヒューマンサービス株式会社 監査役（現任） 2011年10月 税理士法人青山パートナーズ設立 代表社員（現任） 2018年6月 当社 監査役（現任）

- (注) 1. 取締役上原悦人は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 2. 監査役川田 充、坂巻靖哲は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

8. 会計監査人の状況

氏名または名称	EY 新日本有限責任監査法人
---------	----------------

9. 従業員の状況

(1) 従業員の状況

(2018年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
63名	38.8歳	5.0年	4,926千円

- (注) 1. 従業員数は、使用人兼務取締役、休職者、派遣職員を除きます。
 2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

(2) 採用方針

柔軟な事業展開を行うことを目的として、多様な人材の確保を行います。

(3) 福利厚生制度

以下の制度を運営しています。

- ・社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険）
- ・慶弔見舞金制度
- ・育児休業制度
- ・介護休業制度

II

保険会社の主要な業務の内容

2018年6月30日現在の当社の主要な業務は次のとおりです。

損害保険業

- 保険の引受：傷害保険の引受
- 資産の運用：保険料として收受した金銭その他の資産の運用
- 他の保険会社の業務の代理および事務の代行
- SBI 損害保険株式会社の保険募集代理業務（媒介代理店業務）

1. 取扱商品

(1) 販売商品

① 主として個人向けの商品

海外旅行保険	海外旅行中に被ったケガや疾病による死亡や治療費用、救援者費用のほか、携行品の盗難・破損などの損害、通貨の盗難損害、航空機の遅延や預けた手荷物の遅延など予期しない偶然な事故により負担を余儀なくされた費用等を補償する保険です。
旅行目的地通知型ネット専用 海外旅行保険 (たびとも)	インターネット等の通信手段を通して契約手続を行うネット専用の海外旅行保険です。旅行目的地別に保険料が設定されており、海外旅行中に被ったケガや疾病による死亡や治療費用、救援者費用のほか、携行品の盗難・破損などによる損害等を補償します。
国内旅行傷害保険 (国内旅行総合保険)	国内旅行中に被ったケガにより死亡または入院・通院した場合に保険金をお支払いするほか、救援者費用、賠償責任を補償する保険です。

② 主として旅行業者向けの商品

旅行特別補償保険	旅行業者（被保険者）の企画旅行に参加する旅行者に対して、旅行業者が旅行業約款の特別補償規程により支払った費用を補償する保険です。
旅行事故対策費用保険	旅行業者（被保険者）の旅行に参加した旅行者が事故等に遭ったことにより旅行業者が負担した費用を補償する保険です。

(2) 新商品の開発状況

2015年	7月	・普通傷害保険・家族傷害保険（けがの保険「ライトネット」）の販売を開始。
	8月	・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「スマートネットとU」の保険料を改定。
	10月	・家財総合保険「やさしいネット」の約款改定を実施。
2016年	12月	・海外旅行保険の商品内容の改定。通貨盗難補償特約を新設し、同時に携行品損害補償特約等の特約の保険料の引き下げを実施。また、保険金の支払い履行期を15営業日から9営業日に短縮（保険金の支払い履行期の短縮は、地震保険以外のすべての種目で実施）。 ・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「スマートネットとU」の保険料を改定。
2017年	1月	・地震保険の保険料および商品内容を改定。損害区分を全損、半損、一部損の3区分から全損、大半損、小半損、一部損の4区分に変更。
2018年	1月	・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険の商品内容の改定に伴い、ペットネームを「スマートネットとU」から「たびとも」に変更。保険料の改定および約款改定を実施。
	4月	・海外旅行保険の商品内容の改定。保険料の改定および約款改定を実施。

2. 各種サービス

当社は、海外旅行保険に関わる次のサービスを提供しています。

(1) エイチ・エス サポートサービス

当社は、2016年4月より、子会社であるエイチ・エスサポートセンター株式会社を通じて海外サポート業務および事故受付業務の提供を開始し、従来に増してホスピタリティーを追求した日本語対応のサポートサービスを提供しています。海外旅行中におけがやご病気、お荷物の被害など事故が発生したときは、エイチ・エスサポートセンターまでご連絡ください。24時間365日、事故のご報告をはじめとする各種のご相談を日本語でお受けし、必要な対応方法をご案内するとともに、事情に応じて次の手配サービスを行います。

病院・医師の手配

治療や入院が必要な場合、適切な病院や医師を紹介し、予約の手配をいたします。

緊急移送手配サービス

現地での治療が困難な場合、必要な治療を行うための医療施設まで緊急移送手配をいたします。

帰国手配サービス

入院された場合、退院許可がおりましたら帰国の手配をいたします。医師の指示がある場合は、付添医師・看護師の手配も行います。

(2) キャッシュレス医療サービス

当社は、旅行先でのケガや病気の際に、お客様がスムーズに治療をお受けいただけるよう、世界的主要地にキャッシュレス提携医療機関のネットワークを構築しています。

キャッシュレス提携医療機関では、お客様が保険契約証または保険証券を窓口で提示することにより、その場で治療費を負担することなく治療を受けることができます。

(3) 旅行かばん／カメラ・ビデオカメラ等修理サービス

旅行中の事故でスーツケース等の旅行かばんやカメラ・ビデオカメラ等が破損した場合、当社提携の修理会社が破損した旅行かばんやカメラ・ビデオカメラ等の引き取り、修理および納品を行います。なお、修理代金は保険金として当社から修理会社へ直接支払います。

(4) お客様の声を業務に活かすために

① 「お客様の声」の受付状況

当社は「お客様の声」をお客様サービスの向上や商品改善に活用し、「お客様に選んでいただける損害保険会社」を目指します。

お客様の声に対する基本方針（含む苦情の定義）

- ・エイチ・エス損保は、お客様からの不満足の表明を「苦情」として定義します。
- ・苦情とは、お客様の求めるサービスの水準と当社が提供するサービスに差があるために生じたものととらえ、苦情を業務改善に活かすことにより、同じ苦情が再び生じないように努めます。
- ・「お客様に選んでいただける損害保険会社」となるために、苦情をはじめご要望、ご照会を含めた「お客様の声」を前向きかつ積極的に受け止め、迅速かつ的確に行動することで、お客様サービスの向上に努めます。

2017年度に受け付けた苦情の内容区分と件数は以下の通りです。

苦情受付件数四半期ごとの推移（2018年3月末時点）

2017年度の件数(単位：件)

苦情区分	第1四半期 4月～6月	第2四半期 7月～9月	第3四半期 10月～12月	第4四半期 1月～3月	合計	構成比
契約・募集行為	5	8	8	1	22	22.0%
契約の管理・保全	3	5	2	1	11	11.0%
保険金	13	12	16	24	65	65.0%
個人情報	0	2	0	0	2	2.0%
その他	0	0	0	0	0	0.0%
合計	21	27	26	26	100	100.0%

② お客様の声を活かしたツール改善・サービス向上例

当社にお寄せいただいたお客様の声に基づき、次の改善を行いました。

(事例 1) パンフレットの改定

- 「ファミリープランの『本人』の定義がわかりにくい」という声にお応えして、パンフレットの説明を、わかりやすくしました。(2017年12月)

(事例 2) クローバーページ(マイページ)の改善

- クローバーページ(マイページ)のパスワード再発行がスムーズに出来るようウェブサイトの改善を行いました。(2018年2月)

③ お客様からのご照会、ご相談などの窓口について

お客様からのご照会、ご相談等につきましては、次の窓口で承ります。

当社に対する相談・苦情・お問合せ窓口
◆エイチ・エス損害保険株式会社 お客様相談室 連絡先電話番号 0120-937-836 受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）
事故のご報告に関する窓口
◆エイチ・エスサポートセンター（エイチ・エスサポートセンター株式会社） 連絡先電話番号 0800-100-5503 受付時間：24時間 365日
◆エイチ・エス損害保険株式会社 損害調査サービス部 連絡先電話番号 0120-123-716 受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）

④ 公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料） 0570-022808

受付時間：月～金曜日 午前9時15分～午後5時（祝日・休日および12/30～1/4を除く）

詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

3. 保険の仕組み一般

(1) 保険制度

サイコロを振って1の目の出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。同じように、個々人にとっては偶発的な事故であっても、同種の事故例をより大量に観察すれば、その発生率は統計上の理論値に近づいていきます。これを「大数の法則」といいます。

保険制度とは、同種の危険にさらされている多数の人々が、この「大数の法則」に基づき予想される事故の発生率に応じて保険料を負担しあい、大きな共有の準備財産を作つておいて、万一のことがあった場合に損害を被った人に保険金が支払われるという、相互扶助の仕組みです。

このように保険には、相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

(2) 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害について保険金をお支払いすることを約束し、保険契約者がその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。

この契約は、双務かつ有償の契約であり、当事者の合意のみで成立する不要式の諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約締結の証として保険証券または保険契約証等を発行します。また、近時はインターネット画面上で契約申込手続きを行うインターネット契約も拡大しています。

(3) 再保険

個々の保険会社の資金量は有限であり、その保険金支払能力には限りがありますが、例えば海外旅行保険においては、航空機事故やホテル火災、感染症の流行等により集中的に損害が発生し、多額の保険金支払が必要となる事態も起こります。

再保険は、保険責任の一部を国内外の他の保険会社に引き受けもらうことにより、リスクを平準化することを目的としています。再保険は、保険会社間で行う保険取引であり、他の保険会社にリスクを引き受けもらうことを「出再」、他の保険会社からリスクを引き受けることを「受再」といいます。当社は「再保険方針」を定め、この方針に基づき再保険取引を行っています。

当社が出再する際には、リスクの特性、再保険市場の状況等を勘案のうえ合理的な出再スキームを構築し、出再先の信用力、出再条件等を総合的に勘案のうえ出再先を決定しています。

なお、当社は、原則として受再は行わないこととしています。

4. 保険約款

(1) 保険約款の位置づけ

ご契約の内容や保険会社・保険契約者が保険契約に関して持つ権利と義務等は、普通保険約款および特約によって定められています（以下「保険約款」といいます）。

また、保険契約申込書等に記載・表示された内容も、保険会社と保険契約者との契約内容の一部になります。

なお、保険約款に定められている主な事項は次のとおりです。

保険金を支払う場合、保険金を支払わない場合、保険金の支払額、保険契約の無効・失効・解除、（契約前・契約後に）保険会社へ申し出・連絡すべき事項、保険金請求手続など

(2) 契約時の留意事項

保険の内容をよくご理解いただくために、保険約款とは別に、パンフレット、ご契約のしおり、重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）などで、商品の内容や保険約款の概略をご紹介しています。ご契約時には、あらかじめこれらの内容をよくご理解いただき、十分な説明を受けたうえで契約をお申し込みください。

特に保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合、保険会社へ申し出・連絡すべき事項（告知義務・通知義務）、ご契約を解約される場合の取扱などについては、お申し込みをする前に十分にご確認ください。また、お申込みの内容がお客様のご意向に沿った内容であることや、保険契約申込書等が正しく記入・表示されていることもご確認のうえ、ご契約ください。

5. 保険料

(1) 保険料の收受・返還

保険料は、原則としてご契約と同時に支払うこととなっており、保険期間が始まった後でも、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険契約が無効もしくは失効となったとき、または解除されたときは、保険約款の規定に従って当社は保険料を返還いたします。また、保険期間中に危険が増加または減少したときは、保険約款の規定に従って当社は保険料を請求または返還いたします。

(2) 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、保険金の支払に充てられる純率（純保険料）と、保険事業を運営するための費用や代理店手数料などに充てられる付加率（付加保険料）から構成されています。このうち純率は、当社が金融庁から認可を得たものや金融庁へ届け出たものを適用しています。

6. 保険金の支払

(1) 保険金の支払の仕組み

事故が発生すると、次の順序に従って保険金をお支払することになります。

契約内容の確認

事故のご報告を受けると、直ちにご契約の内容をオンラインシステムまたは保険契約申込書により確認します。

事故原因・損害状況の調査

事故のご報告を受けた保険契約内容の確認に続いて、事故原因、損害状況などの調査を行い、保険金支払の対象となる事故かどうかを確認します。

損害額、保険金の算出

お客様、修理業者、病院など関係者に損害状況や治療内容の確認および必要な調査を行い、損害額を算出して、当社は保険金支払額を決定します。

保険金の支払

所定の請求書類をご提出いただき、請求書類が完備してから当社は保険金お支払の手続をとります。

2017年度における上記の日数は、平均約3営業日でした。なお、保険金がご指定の口座に着金するまでの平均の日数は、約7日（土日祝日を含みます）でした。

ただし、特別な調査が必要な場合は、請求書類が完備してからお支払するまでの期間を延長させていただくことがあります。

(2) 事故の連絡・相談窓口のご案内

当社は、次のとおり事故のご連絡、ご相談を受け付けています。

◆事故のご連絡（はじめて事故のご連絡をいただくお客様）

エイチ・エスサポートセンター（エイチ・エスサポートセンター株式会社）

連絡先電話番号：0800-100-5503（通話料無料・国内専用）

受付時間：24時間 365日

◆事故のご相談（ご連絡済みの事故に関する保険金請求等のお問い合わせのお客様）

損害調査サービス部

連絡先電話番号：0120-123-716（通話料無料・国内専用）

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）

※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

7. 保険募集

(1) 契約締結の仕組み

当社は、保険会社から委託を受けた損害保険代理店（以下「代理店」といいます）が保険募集のほとんどを担っていますが、インターネットによるご契約では、代理店による募集のほか当社も直接保険募集を行っています。

保険募集にあたっては、お客様が合理的な判断に基づいて保険契約を締結いただくことが必要です。このため、保険募集を行う者は、お客様のご意向を把握したうえで、必要となる重要な事項を十分に説明しなければなりません。当社は、お客様にご契約の内容を十分にご理解いただけるよう、ご契約いただく商品の概要に関する情報（契約概要）とご契約に際して特にご注意いただきたい情報（注意喚起情報）を記載した重要事項等説明書を交付しているほか、お申込み内容がお客様のご意向に合致していることや保険契約申込書が正しく記入されていることをご確認いただくために、お申し込み内容確認リストを交付しています。お客様から保険契約申込書の提出を受け、保険料をお支払いいただいた後、当社所定の保険料領収証を発行いたします。なお、海外旅行保険の場合、原則として保険契約証兼保険料領収証を発行しています。

また、インターネットによるご契約の場合は、インターネット契約画面上で重要事項等説明書をご確認いただき、お申し込み内容がお客様のご意向に合致していることを契約画面上で確認いただいたうえで保険契約を締結しています。

クーリングオフ制度について

保険期間が1年を超える個人（個人事業主契約を除く。）の保険契約（契約に関する債務の履行を担保するための保険契約や通信販売特約により申込まれた保険契約等を除く。）については、クーリングオフ制度が適用されます。これは、ご契約の「申込日」または「クーリングオフ説明書等の書面を交付された日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込の撤回または解除を行うことができるという制度です。

(2) 代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社を代理して損害保険の勧誘等を行い、損害保険の幅広い普及を通じてお客様の家庭や会社等をさまざまなリスクから守ることで、生活の安定や経済の発展を図るという社会的役割を担っています。

代理店は、当社との間で締結した損害保険代理店委託契約書に基づき、保険契約締結の代理または媒介、保険料の領収などの業務を行います。

(3) 代理店登録

代理店として損害保険の募集を始めるためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣（実務上は財務（支）局長）の登録を受けなければなりません。また、代理店の役員、使用人で損害保険の募集を行う者は、同法第302条に基づき届出をすることが義務づけられています。

(4) 代理店教育

当社は、お客様のニーズを的確に把握し、適切な情報やサービスのご提供を通じて、信頼と安心をお届けできる代理店を育成するために、インターネット学習システム「エイチ・エス損害保険代理店e-ラーニング」を活用し、取扱商品や募集コンプライアンスに関する研修を随時代理店の募集人に実施しています。

また、一般社団法人日本損害保険協会が募集人の資質の向上と維持を目的として実施する「損害保険募集人一般試験」を導入し、この試験の合格を代理店登録および募集人届出の要件としています。

(5) 代理店数

当社の代理店数は、2018年3月31日現在111店になります。

(6) 勧誘方針

当社は、保険商品の販売にあたり、「金融商品の販売等に関する法律」（平成12年5月31日法律第101号）に基づく「勧誘方針」を次のように定め、実施しております。

- お客様の当社保険商品に関する知識、経験、財産状況および加入目的等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた保険商品の説明を行うように努めてまいります。

2. 保険商品のご案内にあたりましては、金融商品販売法、保険業法、金融商品取引法、消費者契約法およびその他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めてまいります。
3. 保険商品の販売にあたりましては、お客様にとってご迷惑となるような時間帯、場所および方法による勧誘は行いません。
4. 保険商品の説明にあたりましては、お客様の十分なご理解と、最適な保険商品の選択が可能となるようお客様の立場に立ったわかりやすい説明を行うように努めます。特に重要事項の説明を怠り、不確実な事項の断定的説明等お客様の判断を誤らせるような行為は行いません。
5. お客様と直接対面しない通信販売等の保険商品の販売を行う場合は、お客様に十分理解いただけるよう説明方法等に工夫してまいります。
6. 保険事故が発生した場合は、その保険金支払手続について、迅速かつ的確な支払を実行するよう常に努力してまいります。
7. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を実行するよう努めてまいります。
8. お客様のお問い合わせには、丁寧、迅速かつ適切な対応に努め、ご頂戴したご意見等は、今後の商品開発や販売方法等に積極的に活用してまいります。

III 保険会社の主要な業務に関する事項

1. 2017年度における事業の概況

当期における我が国経済は、輸出や生産の持ち直しが続き、雇用・所得環境に改善が見られ、個人消費など国内需要も拡大傾向が続きました。

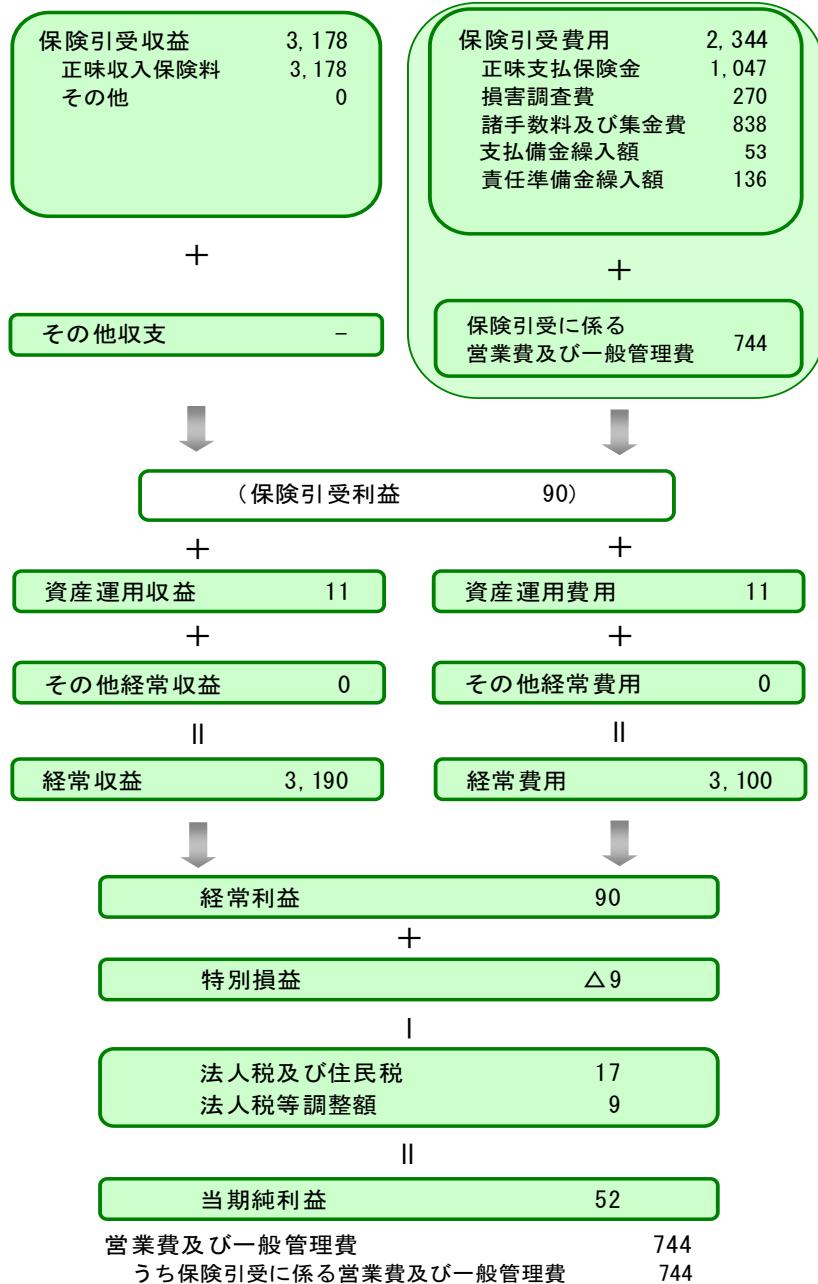
また、当社主力商品の海外旅行保険がマーケットとする日本人出国者数は、テロ・地政学的リスク等の情勢不安により減速要因があったものの、欧州向けの旅行需要回復がこれを補い、全体として回復基調が継続しました。

このような状況の中、当社は、親会社であり有力代理店でもある株式会社エイチ・アイ・エスへの営業推進を行うことに加えて、インターネットチャネルの販売強化に注力し、2018年1月より新たに「たびとも」のブランド名を発信し、公式サイトのリリースやTwitterを利用したキャンペーンの展開などを行った結果、当期における業績は次のとおりとなりました。

経常収益は前期に比し56百万円増加して3,190百万円となりました（増減率1.8%）。一方、経常費用は前期に比し29百万円増加して3,100百万円（増減率1.0%）となり、経常利益は前期に比し26百万円増加して90百万円となりました（増減率42.4%）。

経常利益から特別損失、法人税等合計を差し引いた当期純利益は、前期に比し14百万円減少して52百万円となりました（増減率△21.3%）。

■ 決算の仕組み（単位：百万円）



2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
正味収入保険料		3,276	3,128	3,006	3,092	3,178
経常収益		3,278	3,273	3,010	3,133	3,190
経常利益		315	295	50	63	90
当期純利益		193	161	19	67	52
資本金の額 (発行済株式の総数)		1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)
純資産額		1,699	1,828	1,832	1,899	1,936
総資産額		3,703	3,693	3,825	4,066	4,304
責任準備金残高		1,172	1,029	1,092	1,244	1,381
貸付金残高		-	-	4	4	-
有価証券残高		65	7	46	45	50
単体ソルベンシー・マージン比率		738.5%	764.9%	808.1%	864.1%	803.3%
配当性向		16.7%	10.0%	-	23.9%	30.4%
従業員数		72	78	72	72	63

3. 業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2015年度		2016年度		2017年度			
		構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	構成比%	増減率%		
火災	6	0.2	79.7	16	0.5	141.5	10	0.3	△ 34.7
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	2,999	99.8	△ 4.0	3,075	99.5	2.5	3,168	99.7	3.0
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	3,006	100.0	△ 3.9	3,092	100.0	2.8	3,178	100.0	2.8

(注) 正味収入保険料=元受正味保険料+受再正味保険料-出再正味保険料

② 元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2015年度		2016年度		2017年度	
		構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	構成比%	増減率%
火 災	7	0.2	77.6	17	0.4	146.5	11
海 上	-	-	-	-	-	-	-
傷 害	4,411	99.8	△ 4.3	4,505	99.6	2.1	4,639
自 動 車	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-
合 計	4,418	100.0	△ 4.2	4,523	100.0	2.4	4,650
							100.0
							2.8

(注) 元受正味保険料=元受保険料－(元受解約返戻金+元受その他返戻金)

③ 受再正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2015年度		2016年度		2017年度	
		構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	構成比%	増減率%
火 災	0	100.0	11.6	0	100.0	△ 3.9	0
海 上	-	-	-	-	-	-	-
傷 害	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-
合 計	0	100.0	11.6	0	100.0	△ 3.9	0
							100.0
							△ 30.4

(注) 受再正味保険料=受再保険料－(受再解約返戻金+受再その他返戻金)

④ 支払再保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2015年度		2016年度		2017年度	
		構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	構成比%	増減率%
火 災	0	0.0	50.3	1	0.1	191.4	1
海 上	-	-	-	-	-	-	-
傷 害	1,412	100.0	△ 5.0	1,429	99.9	1.2	1,470
自 動 車	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,412	100.0	△ 5.0	1,431	100.0	1.3	1,471
							100.0
							2.9

(注) 支払再保険料=出再保険料－(再保険返戻金+その他再保険収入)

⑤ 解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	2015年度		2016年度		2017年度	
		構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	構成比%	増減率%
火 災	0	2.0	110.7	0	7.2	293.7	0
海 上	-	-	-	-	-	-	-
傷 害	4	98.0	△ 5.5	4	92.8	1.4	6
自 動 車	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-
合 計	4	100.0	△ 4.4	4	100.0	7.1	6
							100.0
							51.6

(注) 解約返戻金=元受解約返戻金+受再解約返戻金

⑥ 保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	2015年度			2016年度			2017年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火 災	△ 27	△ 37.3	-	△ 8	△ 10.7	-	△ 3	△ 3.6	-	
海 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
傷 害	100	137.3	△ 72.3	89	110.7	△ 10.5	93	103.6	4.2	
自 動 車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	73	100.0	△ 77.9	81	100.0	11.0	90	100.0	11.3	

(注) 保険引受利益=保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費および一般管理費土その他収支

⑦ 正味支払保険金・正味損害率

(単位：百万円)

種目	年度	2015年度			2016年度			2017年度		
		構成比%	損害率%		構成比%	損害率%		構成比%	損害率%	
火 災	0	0.0	13.6	1	0.1	11.9	1	0.2	24.9	
海 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
傷 害	1,013	100.0	42.0	1,068	99.9	43.4	1,045	99.8	41.5	
自 動 車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	1,013	100.0	41.9	1,069	100.0	43.3	1,047	100.0	41.4	

(注) 1. 正味支払保険金=支払保険金（元受正味+受再正味）－出再正味保険金

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

⑧ 元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2015年度		2016年度		2017年度	
		構成比%		構成比%		構成比%	
火 災	0	0.0		0	0.1	1	0.1
海 上	-	-		-	-	-	-
傷 害	1,447	100.0		1,525	99.9	1,491	99.9
自 動 車	-	-		-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-		-	-	-	-
そ の 他	-	-		-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-		-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-		-	-	-	-
合 計	1,447	100.0		1,526	100.0	1,493	100.0

(注) 元受正味保険金=元受保険金－元受保険金戻入

⑨ 受再正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2015年度		2016年度		2017年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
火 災	-	-	-	0	100.0	-	-
海 上	-	-	-	-	-	-	-
傷 害	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	0	100.0	-	-

(注) 受再正味保険金＝受再保険金－受再保険金戻入

⑩ 回収再保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2015年度		2016年度		2017年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
火 災	-	-	-	-	-	-	-
海 上	-	-	-	-	-	-	-
傷 害	434	100.0		457	100.0	446	100.0
自 動 車	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-
合 計	434	100.0		457	100.0	446	100.0

(注) 回収再保険金＝出再保険金－再保険金割戻

(2) 保険契約に関する指標

① 契約者（社員）配当金の額

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	年度	2015年度			2016年度			2017年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災	13.6	439.8	453.4	11.9	82.9	94.8	24.9	99.9	124.7	
海 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
傷 害	42.0	51.4	93.4	43.4	49.9	93.3	41.5	49.6	91.1	
自 動 車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	41.9	52.3	94.2	43.3	50.1	93.3	41.4	49.8	91.2	

(注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険料+損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率＝(諸手数料および集金費+保険引受に係る営業費および一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3. 合算率＝正味損害率+正味事業費率

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

種目	年度	2015年度			2016年度			2017年度			(単位：%)
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	
火災	25.5	823.6	849.1	25.1	180.0	205.1	26.4	90.3	116.7		
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
傷害	39.4	50.5	89.9	39.5	50.7	90.2	40.0	50.2	90.2		
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	39.3	51.1	90.4	39.4	50.9	90.3	40.0	50.3	90.3		

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
2. 発生損害率=（出再控除前の発生損害額+損害調査費）÷出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率=（支払諸手数料および集金費+保険引受に係る営業費および一般管理費）÷出再控除前の既経過保険料
4. 合算率=発生損害率+事業費率
5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額
7. 長期医療および介護保険等の第3分野保険については、取扱がないため内訳の記載を省略しています。

④ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度	2015年度	2016年度	2017年度
		100.0%	100.0%	100.0%
海外契約		-	-	-

⑤ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の 出再先に集中している割合 (%)
2016 年度	4	98.4
2017 年度	5	98.2

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

⑥ 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A 以上	BBB 以上	その他 (格付なし、不明等)	合計
2016 年度	100.0%	-	-	100.0%
2017 年度	100.0%	-	-	100.0%

(注) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。格付区分は、以下の方法により区分しています。

<格付区分の方法>

①S&P 社の格付けを使用しています。A-以上は「A 以上」に区分しています。

②S&P 社の格付けがない場合は AM Best 社の格付けを使用しています。この場合、A-以上は「A 以上」、B++およびB+は「BBB 以上」、B 未満は「その他 (格付なし・不明等)」に区分しています。

⑦ 未収再保険金の額

(単位：百万円)

種目計		2015年度	2016年度	2017年度
1	年度開始時の未回収再保険金	86	76	107
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	434	457	446
3	当該年度回収額	444	426	486
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	76	107	68

(3) 経理に関する指標

① 支払備金の額および責任準備金の額

- 支払備金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2015年度			2016年度			2017年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	-	-	-	0	0.1	-	0	0.2	154.2	
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
傷害	451	100.0	9.3	424	99.9	△ 6.1	476	99.8	12.4	
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	451	100.0	9.3	424	100.0	△ 6.0	477	100.0	12.5	

- 責任準備金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2015年度			2016年度			2017年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	7	0.7	93.0	16	1.3	123.7	16	1.2	0.8	
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
傷害	1,085	99.3	5.8	1,228	98.7	13.2	1,364	98.8	11.1	
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	1,092	100.0	6.2	1,244	100.0	13.9	1,381	100.0	10.9	

② 責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は、保険業法第3条5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式および積立率の記載をしておりません。

③ 引当金

(単位：百万円)

区分	2015年度 末残高	2016年度 末残高	2017年度 増加額	2017年度減少額		2017年度 末残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	0	0	-	0	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
	特別海外債権貸倒引当勘定	-	-	-	-	-
投資損失引当金	-	-	-	-	-	-
退職給付引当金	-	-	-	-	-	-
賞与引当金	24	25	23	25	-	23
価格変動準備金	0	0	0	0	-	0
合計	24	26	23	26	-	23

④ 貸付金償却

該当ありません。

⑤ 資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）

(単位：百万円)

区分	2015年度 期末残高	2016年度 期末残高	2017年度		
			増加額	減少額	期末残高
資本金	1,612	1,612	-	-	1,612
うち 既発行株式	普通株式	(32,240株) 1,612	(32,240株) 1,612	-	(32,240株) 1,612
	計	(32,240株) 1,612	(32,240株) 1,612	-	(32,240株) 1,612
	(資本準備金)	-	-	-	-
その他資本剰余金	計	-	-	-	-
	(利益準備金)	9	9	3	12
	(任意積立金)	-	-	-	-
利益準備金及び 任意積立金	計	9	9	3	12

⑥ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○ 増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○ 経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の 減少額	2017年度 31百万円
	2016年度 30百万円

⑦ 正味事業費

(単位:百万円)

区分	年度	2015年度	2016年度	2017年度
人件費		488	474	490
物件費		509	507	505
税金		16	17	18
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金		-	-	-
契約者保護機構に対する負担金		-	-	-
諸手数料及び集金費		803	816	838
合計		1,818	1,816	1,852

(注) 1. 金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費および一般管理費」ならびに「諸手数料および集金費」の合計額です。

2. 負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

(4) 資産運用に関する指標

① 資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
預 貯 金		2,846	74.4	2,976	73.2	3,242	75.3
コ ー ル ロ ー ン		-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定		-	-	-	-	-	-
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		-	-	-	-	-	-
買 入 金 錢 債 権		-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-
金 錢 の 信 託		-	-	-	-	-	-
有 価 証 券		46	1.2	45	1.1	50	1.2
貸 付 金		4	0.1	4	0.1	-	-
土 地 ・ 建 物		4	0.1	3	0.1	13	0.3
運 用 資 産 計		2,902	75.9	3,030	74.5	3,305	76.8
総 資 産		3,825	100.0	4,066	100.0	4,304	100.0

② 利息配当収入の額および運用利回り

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
			利回り%		利回り%		利回り%
預 貯 金		3	0.12	14	0.49	10	0.36
コ ー ル ロ ー ン		-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定		-	-	-	-	-	-
買 入 金 錢 債 権		-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-
金 錢 の 信 託		-	-	-	-	-	-
有 価 証 券		-	-	-	-	-	-
貸 付 金		-	-	0	3.07	0	2.37
土 地 ・ 建 物		-	-	-	-	-	-
小 計		3	0.12	14	0.48	11	0.35
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		3	-	14	-	11	-

③ 海外投融資残高および構成比

該当ありません。

④ 海外投融資利回り

該当ありません。

⑤ 商品有価証券の平均残高および売買高

該当ありません。

⑥ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
国 債		-	-	-	-	-	-
地 方 債		-	-	-	-	-	-
社 債		-	-	-	-	-	-
株 式		46	100.0	45	100.0	50	100.0
外 国 証 券		-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券		-	-	-	-	-	-
合 計		46	100.0	45	100.0	50	100.0

⑦ 保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	年度	2015年度	2016年度	2017年度
国 債		-	-	-
地 方 債		-	-	-
社 債		-	-	-
株 式		-	-	-
外 国 証 券		-	-	-
そ の 他 の 証 券		-	-	-
合 計		-	-	-

⑧ 有価証券の種類別の残存期間別残高

<2016年度>

(単位：百万円)

有価証券の種類	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないもの含む)	合計
国 債		-	-	-	-	-	-	-
地 方 債		-	-	-	-	-	-	-
社 債		-	-	-	-	-	-	-
株 式		5	-	-	-	-	40	45
外 国 証 券		-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券		-	-	-	-	-	-	-
合 計		5	-	-	-	-	40	45

<2017年度>

(単位：百万円)

有価証券の種類	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないもの含む)	合計
国 債		-	-	-	-	-	-	-
地 方 債		-	-	-	-	-	-	-
社 債		-	-	-	-	-	-	-
株 式		-	-	-	-	-	50	50
外 国 証 券		-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券		-	-	-	-	-	-	-
合 計		-	-	-	-	-	50	50

⑨ 業種別保有株式の額

(単位：株、百万円)

区分	年度	2015年度末			2016年度末			2017年度末		
		株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%
金融保険業		2,290	6	14.3	2,890	5	11.2	-	-	-
サービス業		800	40	85.7	800	40	88.8	1,000	50	100.0
合計		3,090	46	100.0	3,690	45	100.0	1,000	50	100.0

⑩ 貸付金の残存期間別の残高

<2016年度>

(単位：百万円)

区分	残存期間	1年以下	1年超	3年超	5年超	7年超	10年超	合計
			3年以下	5年以下	7年以下	10年以下	(期間の定めのないものを含む)	
国内企業向け	固定金利	4	-	-	-	-	-	4
	変動金利	-	-	-	-	-	-	-
	合計	4	-	-	-	-	-	4
その他	固定金利	-	-	-	-	-	-	-
	変動金利	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-	-
合計	固定金利	4	-	-	-	-	-	4
	変動金利	-	-	-	-	-	-	-
	合計	4	-	-	-	-	-	4

<2017年度>

(単位：百万円)

区分	残存期間	1年以下	1年超	3年超	5年超	7年超	10年超	合計
			3年以下	5年以下	7年以下	10年以下	(期間の定めのないものを含む)	
国内企業向け	固定金利	-	-	-	-	-	-	-
	変動金利	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-	-
その他	固定金利	-	-	-	-	-	-	-
	変動金利	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-	-
合計	固定金利	-	-	-	-	-	-	-
	変動金利	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-	-

⑪ 担保別貸付金残高

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
担保貸付		-	-	-	-	-	-
有価証券担保貸付		-	-	-	-	-	-
不動産・動産・財団担保貸付		-	-	-	-	-	-
指名債権担保貸付		-	-	-	-	-	-
保証貸付		-	-	-	-	-	-
信用貸付		4	100.0	4	100.0	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
一般貸付	計	-	-	-	-	-	-
約款貸付	計	-	-	-	-	-	-
合計		4	100.0	4	100.0	-	-
(うち劣後特約付貸付)		-	-	-	-	-	-

⑫ 用途別の貸付金残高および構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
設備資金		-	-	-	-	-	-
運転資金		4	100.0	4	100.0	-	-
合計		4	100.0	4	100.0	-	-

⑬ 業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
農林・水産業		-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業		-	-	-	-	-	-
建設業		-	-	-	-	-	-
製造業		-	-	-	-	-	-
卸売業・小売業		-	-	-	-	-	-
金融業・保険業		4	100.0	-	-	-	-
不動産業・物品賃貸業		-	-	-	-	-	-
情報通信業		-	-	-	-	-	-
運輸業・郵便業		-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-
サービス業等		-	-	4	100.0	-	-
その他の		-	-	-	-	-	-
(うち個人住宅・消費者ローン)		-	-	-	-	-	-
計		4	100.0	4	100.0	-	-
公共団体		-	-	-	-	-	-
公社・公団		-	-	-	-	-	-
約款貸付		-	-	-	-	-	-
合計		4	100.0	4	100.0	-	-

⑭ 規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
大企業		-	-	-	-	-	-
中堅企業		-	-	-	-	-	-
中小企業		4	100.0	4	100.0	-	-
その他の		-	-	-	-	-	-
一般貸付計		4	100.0	4	100.0	-	-

⑯ 有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度末	2016年度末	2017年度末
土地				
	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	-
建物				
	営業用	4	3	13
	賃貸用	-	-	-
建物仮勘定				
	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	-
合計				
	営業用	4	3	13
	賃貸用	-	-	-
その他の有形固定資産		7	17	14
有形固定資産合計		11	21	27

(5) 特別勘定に関する指標

① 特別勘定資産残高

該当ありません。

② 特別勘定資産

該当ありません。

③ 特別勘定の運用収支

該当ありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

<2016年度>

(単位：百万円)

内訳 種目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合 計
火 災	15	1	-	-	16
海 上	-	-	-	-	-
傷 害	410	817	-	-	1,228
自 動 車	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-
合 計	425	818	-	-	1,244

<2017年度>

(単位：百万円)

内訳 種目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合 計
火 災	13	2	-	-	16
海 上	-	-	-	-	-
傷 害	445	918	-	-	1,364
自 動 車	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-
合 計	459	921	-	-	1,381

(注) 地震保険の責任準備金については、普通責任準備金欄に記載しております。

5. 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に 係る当期支払保険金	前期以前発生事故に 係る当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2017年度	605	515	57	32
2016年度	645	464	79	101
2015年度	590	412	85	92

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額=期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金
 +前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表

① 傷害

事故発生年度	2013年度			2014年度			2015年度			2016年度			2017年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 +支払備金	事故発生年度末	1,358		1,509			1,594			1,586			1,599		
	1年後	1,371	1.009	12	1,418	0.939	△91	1,489	0.934	△104	1,551	0.978	△35		
	2年後	1,369	0.998	△2	1,422	1.003	4	1,486	0.998	△3					
	3年後	1,366	0.998	△2	1,430	1.005	7								
	4年後	1,367	1.000	0											
最終損害見積り額		1,367			1,430			1,486			1,551			1,599	
累計保険金		1,367			1,421			1,476			1,512			976	
支払備金		-			8			9			39			623	

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

② 自動車

該当ありません。

③ 賠償責任

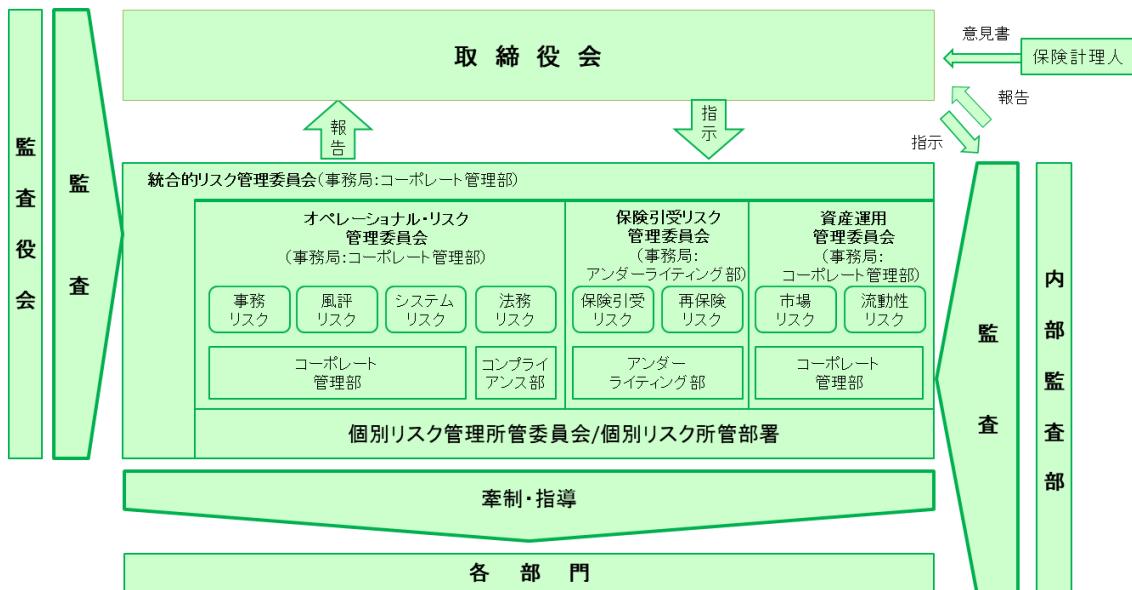
該当ありません。

IV 保険会社の運営

1. リスク管理体制

当社は、損害保険事業を取り巻く多様なリスクを適切に管理するために、個別のリスクに関わる業務を所管する各部署（リスク管理担当部門）が、リスクごとに、その所在や特性を踏まえ管理を行うほか、当社が直面するリスク全体を統合的に管理するために、統合的リスク管理委員会を設置し、各リスク管理担当部門からの情報を組織横断的に把握・評価したうえで、総合的に対応する体制を整えています。

これらのリスク管理体制は、各リスク管理規程などの社内規程に基づき運営されています。



(1) オペレーション・リスク管理

・事務リスク

事務リスクとは、当社の役職員または代理店が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスクに対応するために、当社は、的確な事務処理の遂行に必要な社内規程・マニュアル等を整備するとともに、社員・代理店に対する教育を通じて事務取扱に関するルールを周知徹底していくこととしています。

・システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動等の不備が生じることや、コンピュータシステムが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、バックアップセンターの設置により、万一コンピュータシステムに不具合が生じた場合や災害が発生した場合の影響を最小限に抑えるとともに、セキュリティポリシー、セキュリティスタンダード等を整備し、コンピュータシステムに対するセキュリティ対策を実施しています。

(2) 保険引受リスク管理

・保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、引受基準に基づき保険契約を引き受けることや、損害率が予測していた水準内にあるか等について定期的に検証すること、さらに再保険契約により危険を分散することなどにより、保険引受リスクを管理しています。

・再保険に関するリスク

当社は、主として集中リスクに起因する異常損害の影響から経営の安定を確保するために、保有金額に限度額を設定し、その限度額を超える保険金支払責任について出再（再保険に出すこと）を行っています。

再保険カバーは、主としてロイズを始め欧州の再保険者から入手していますが、再保険者の選定にあたっては、外部格付機関の評価等により財務内容等出再先の健全性を確認し、万一の場合再保険金の回収に支障をきたすことのないようしています。

また、当社は、原則として受再（再保険を引き受けること）を行わないこととしています。

(3) 資産運用リスク管理

・市場リスク

市場リスクとは、市場の相場変動に伴い当社が保有する資産の価値が減少することや、負債の特性に応じた資産管理を行えず不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、資産運用規程に基づき資産運用の手段を当面預貯金等に限定することで、市場の変動による価値減少しリスクを極力排除しています。また、取扱商品は主として海外旅行保険であるため、多額の満期返戻金等を支払う必要がありません。したがって、現状では当社の市場リスクは極めて限定的ですが、資産の自己査定や資産運用状況の検証を定期的に行うとともに、市場動向の把握等を継続的に行うこととしています。

市場リスクの管理については、今後資産の規模の拡大や特性の多様化に応じて、隨時見直しを行っていく予定です。

・流動性リスク

流動性リスクとは、大規模災害の発生に伴う巨額の保険金支払や多額の解約返戻金支払等により資金繰りが悪化し、不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることや、市場の混乱等のために通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

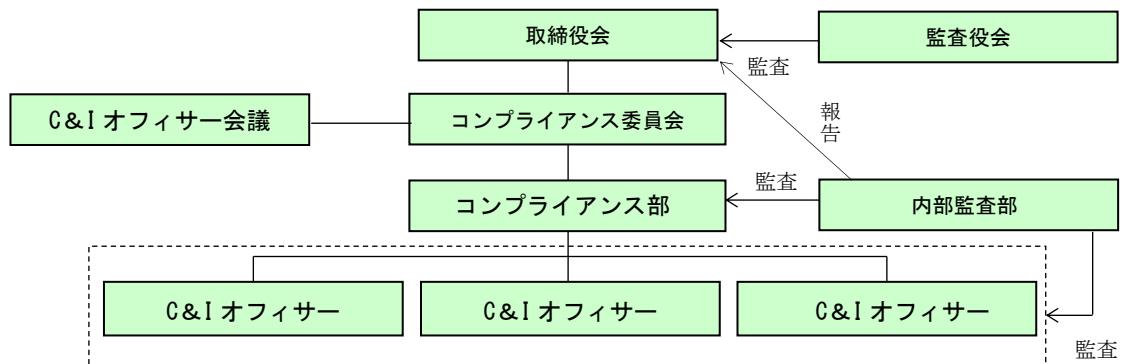
当社は、資金繰りの日常管理のほか、当社が出再する再保険者の財務内容の管理を主体として、流動性リスクを管理しています。

2. 法令等遵守の体制

当社は、法令等遵守（コンプライアンス）を損害保険会社経営の基本的かつ最重要の課題と捉え、コンプライアンスに関する基本事項を定めたコンプライアンス基本方針を策定し、これを具体化したコンプライアンス規程、および当社が目指す方向と役職員の判断基準を示した倫理行動規範を定めています。

具体的な取組みにあたっては、コンプライアンス委員会を当社のコンプライアンス態勢の構築と確保を主導する機関として位置付け、このコンプライアンス委員会の下にコンプライアンス態勢および情報管理態勢の整備を課題とするコンプライアンスおよび情報管理オフィサー（C&I オフィサー）会議を設置しています。

コンプライアンス部はコンプライアンス統括部門として、コンプライアンス委員会の事務局を務めるとともに、コンプライアンスに関する各種施策の立案、推進等を行い、各施策の実施は各部署に配置したC&Iオフィサーが担っています。また、取締役会は、コンプライアンス推進のための実行プランであるコンプライアンス・プログラムを毎年策定し、当社の各コンプライアンス組織は、これに従いコンプライアンス態勢の構築と確保を推進しています。



(2018年6月30日現在)

法令等遵守（コンプライアンス）基本方針

- 当社は、法令等遵守態勢の整備・確立が保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための最重要課題の一つであり、そのため、経営陣には法令等遵守態勢の整備・確立のための基本方針を策定し組織体制の整備を行う等、業務全般にわたり態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任があることを明確にするため、本方針を定めます。
- 損害保険会社として、常に高い公共性と社会的責任を求められていることを強く認識し、法令等遵守（コンプライアンス）を前提とした公正かつ公平な業務運営を通じて社会の期待と信頼に応えてまいります。
- 法令等遵守（コンプライアンス）を広義に捉え、法令・企業倫理・社会規範を包含したコンプライアンスを基礎に適正な企業活動を行ってまいります。
- 顧客保護の視点から、法令等遵守（コンプライアンス）を基礎に据え、顧客ニーズに沿った質の高い商品・サービスの提供を行ってまいります。
- 顧客・株主・取引先・職員その他地域とのコミュニケーションを拡げ、企業情報の適正かつ積極的な開示に努めてまいります。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、これらから圧力を受けた場合は断固とした対応をとってまいります。

3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

当社において取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第2号に掲げる保険に係る保険契約には該当するものの、保険期間が1年以下のため、負債十分性テスト、ストレステストは行っておりません。ただし、責任準備金については、適正に積み立てられていることを確認しています。

4. 社外・社内の監査・検査体制

（1）社外の監査・検査

当社は、保険業法に基づく金融庁検査局および財務省財務局の検査を受けることになっております。また、EY 新日本有限責任監査法人から会社法に基づく会計監査を受けております。

（2）社内の監査

当社は、監査役および監査役会が取締役の職務の執行、会社全般の業務運営、内部統制システムの整備および会計監査人による監査の適正性について監査にあたっています。また、これら法定の監査体制に加え、社長直轄の組織である内部監査部を設け、当社の経営諸活動に関する内部管理態勢等の適切性、有効性について検証しています。

5. コーポレートガバナンスの体制

当社は、常に変化し続ける経営環境の中で、高い公共性と社会性を有する損害保険事業を適切に運営していくために、透明性と健全性を確保し、かつ迅速な意思決定の体制を構築することに努めています。2018年6月30日現在のコーポレートガバナンスの体制は次のとおりです。

取締役会・監査役会

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役6名（任期1年）で構成しています。監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成しています。社外取締役および社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

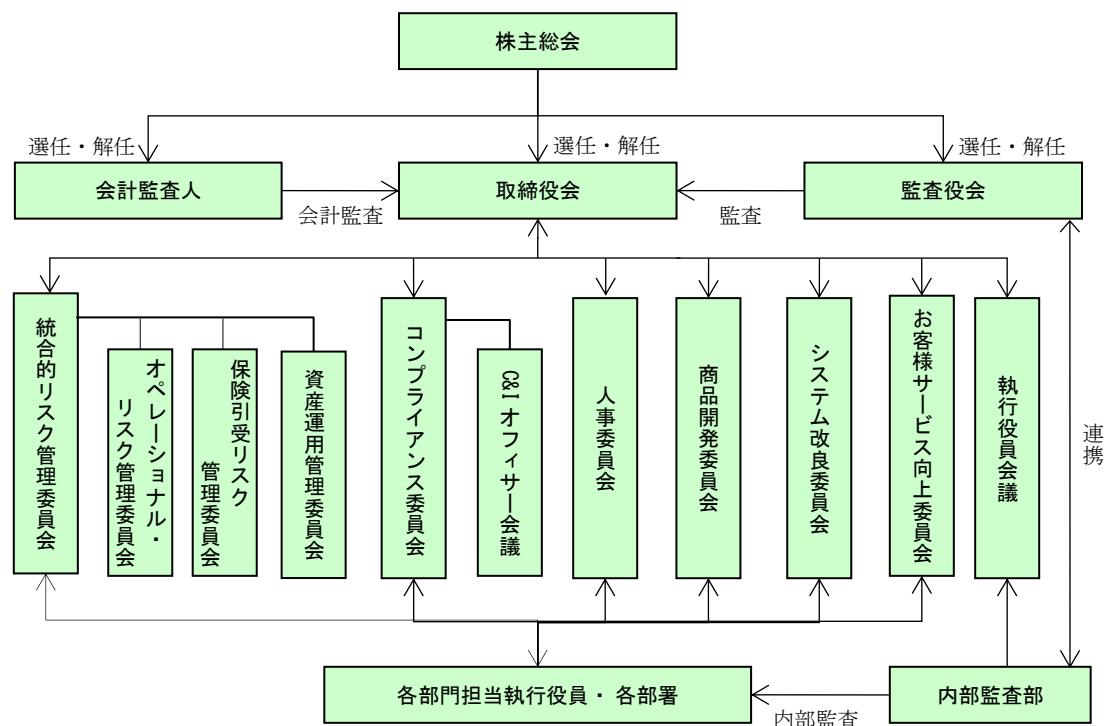
執行役員会議・委員会

意思決定を効率化するために、取締役会の下に執行役員会議や各委員会を設けています。

執行役員会議は取締役執行役員・執行役員5名および常勤監査役1名で構成し、経営に関する重要事項全般（ただし、各委員会で所管する事項を除く。）について審議しています。

各委員会は、経営に関する重要事項のうち、それぞれが所管する事項を審議しており、社長および所管事項の担当執行役員のほか、関連部門の長によりそれぞれ構成しています。さらに統合的リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会にはそれぞれ個別のリスク管理委員会ないしは部会を設置し、より実務に近いレベルでの議論を行うことにより、委員会の機能強化を図っております。

これらの会議および各委員会には、いずれも常勤監査役および内部監査部長が出席して、必要に応じて適宜発言を行うとともに、会議の運営状況を確認しています。



6. 内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、適切な内部統制システムを構築することが、取締役会の重要な責務であることを確認し、取締役会において下記のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議しています。

1. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「法令等遵守基本方針」および「倫理行動規範」をはじめとするコンプライアンスに関する規程の整備を推進するとともにコンプライアンス体制の構築と確保に積極的に取り組んでいます。
- (2) コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部門の設置などの組織体制を整備し、コンプライアンス推進の役割と責任を明確化しています。
- (3) コンプライアンス・プログラム（実践計画）に従った全社コンプライアンス推進のための施策を実行しています。
- (4) 内部監査体制の重要性に鑑みその充実化を図り、コンプライアンスの適合性の検証とその結果の取締役会への報告等を実行しています。

- (5) 不祥事件等の発生について社内の報告、調査等の制度を整備し、その対処、是正、届出、再発防止を適切に行ってています。
- (6) 「利益相反管理基本方針」および「利益相反管理基本規程」を整備し、利益相反等の顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切に管理しています。
- (7) 「反社会的勢力に対する基本方針」および「反社会的勢力に対する対応基本規程」を策定し、反社会的勢力との関係遮断、反社会的勢力に対応する態勢を整備しています。
- (8) 違法行為等の発生についての情報確保と予防を図るために内部通報制度（コンプライアンス・ヘルpline）を設置しています。

2. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等をはじめとする情報管理に関する規程を定め、重要な会議の議事録等取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理について適切に行ってています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- (1) 当社の業務執行において経営に重大な影響をおよぼす怖れのある保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーションリスク等のリスクを統合的に管理するため「統合的リスク管理規程」等の整備を行っています。
- (2) リスク管理体制を確保するために統合的リスク管理委員会を設置し、当社が抱えるリスク状況の把握とその評価、制御等の全社的リスク管理を行い、その実施状況を取締役会に報告することとしています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、組織に関する規程において「組織規程」「職務権限規程」「職務分掌規程」等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な体制を整備、確保しています。
- (2) 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化し、その業務執行責任の明確化を図ります。
- (3) 執行役員等で構成する執行役員会議を設置し、各部門の重要な執行案件等について、協議を行いまたは報告を受けます。
- (4) 取締役会を原則月1回開催し、十分な情報をもとに経営論議を深め、所管事項について適切な審議を経て決定を行いまたは報告を受けます。

5. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役、執行役員および使用人から直接監査役へ経営上大きな影響がおよぶおそれのある事実、不正行為、および法令や定款に違反する行為等があった場合は、速やかに報告しています。
- (2) 子会社の役員および使用人が、当社の経営上大きな影響がおよぶおそれのある事実、不正行為、および法令や定款に違反する行為等を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備しています。
- (3) 当社および子会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱をうけることがないよう、必要な体制を整備しています。
- (4) 取締役、執行役員および使用人は、社内通報制度を利用して受理した事項や法令および定款に定められた事項のほか、監査役から求められた事項について速やかに監査役に報告しています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その組織・要員を確保しています。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、他の取締役等からの指揮命令を受けずに監査役および監査役会の直属の使用人を配置しています。
- (2) 当社は、当該使用人の人事考課、および懲戒処分は、監査役の同意を得たうえで行っています。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会、執行役員会議、コンプライアンス委員会、各リスク管理委員会等、社内重要会議等への出席を通して、取締役、執行役員および使用人との意見交換の場を確保しています。
- (2) 監査役は、隨時稟議書、内部監査報告書等必要と認める社内文書等を閲覧しています。
- (3) 当社は、内部監査部門等からの監査の結果を定期的に監査役に報告させるとともに、内部監査結果について監査役との間で協議および意見交換を行い緊密な連携を図ります。
- (4) 当社は、監査役の職務執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要ではないことを証明したときを除き、これを支払うものとしています。

9. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「子会社管理規程」を策定し、子会社担当執行役員、担当部署を設置し、子会社からの子会社の業務執行および事業状況を報告させる体制を整備しています。
- (2) 当社内部監査部は、子会社の内部統制システムが有効に機能しているかについて個別に検証を行い、必要と認められる場合には助言・勧告を行っています。
- (3) 当社は、「グループ内取引管理規程」を策定し、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議または報告を行っています。

7. 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当社は、常にお客様からご信頼いただける保険会社を目指し、お客様の個人情報の取扱に関する方針を「個人情報保護宣言」として定め、お客様からお預かりした大切な情報を適切に管理し、お客様のプライバシーの保護に努めています。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）」その他の法令ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善いたします。

*この宣言における「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

(1) 個人情報の取得

- ① 当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ公正な手段により個人情報を取得します。具体的には、保険契約申込書、保険金請求書、その他関係書類、懸賞募集、アンケート等により個人情報を取得します。
- ② 各種お問い合わせ、相談、事故報告等お電話でご連絡いただいた場合、正確に内容を記録するため、通話内容を録音させていただくことがあります。
- ③ 第三者からの提供（個人情報保護法第23条第1項各号に掲げる場合ならびに個人情報の取扱いの委託、事業の承継および共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（個人情報保護法施行令第2条第2号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法令等遵守状況を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検またはこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応します。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記(5)、(6)、(7)に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- ① 当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、保険については本邦および外国で行う損害調査業務を含みます。）を行うため。なお、当社が取り扱う商品・サービスは、損害保険、生命保険、第三分野保険、および、これらに付帯・関連するサービスです。
- ② 当社のグループ会社・提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため。なお、当社のグループ会社の商品・サービスは生命保険、第三分野保険、およびこれに付帯・関連するサービスです。
- ③ 他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ④ 各種イベント・キャンペーン等のご案内、各種情報の提供のため
- ⑤ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求のため（外国の再保険会社との取引を含みます。）
- ⑥ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発・研究のため
- ⑦ 当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施のため
- ⑧ お問合せ・依頼等への対応のため
- ⑨ 当社の代理店委託・管理、職員の採用・雇用管理等に関する業務のため
- ⑩ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

(3) 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- ① 当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合（外国にある委託先を含みます。）
- ・再保険手続きを行う場合（外国にある再保険会社との取引を含みます。）
- ・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記(5)グループ会社・提携先企業との共同利用をご覧ください。）
- ・損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記の(6)情報交換制度等をご覧ください。）

② 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

(4) 個人データの取扱いの委託

① 当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

② 当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています（（エ）については、下記(9)の個人番号および特定個人情報を含みます。）。

(ア) 保険契約の募集に関わる業務

(イ) 損害調査に関わる業務（外国における業務を含みます。）

(ウ) 情報システムの保守・運用に関わる業務

(エ) 個人番号関係事務に関わる業務

③ 委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容および再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告または承認手続を求め、直接または委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が個人情報保護法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認します。

(5) グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用することがあります。

① 個人データの項目

住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容

② 管理責任者

当社

③ 共同利用を行うグループ会社・提携先企業

ありません（2018年3月31日現在）。

(6) 情報交換制度等

① 損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧いただくなさい、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

・一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470

（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く。）

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/>

・損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口

所在地 〒163-1029 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29階

電話 03-6758-1300

（受付時間：午前9時～午前12時、午後1時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く。）

ホームページアドレス <https://www.giroj.or.jp/>

② 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/>

(7) 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であって、ご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

(8) センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国機

関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ① 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ② 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ③ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ④ 法令等に基づく場合
- ⑤ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ⑥ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ⑦ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ⑧ センシティブ情報に該当する生体認証情報をお客様の同意に基づき、本人確認に用いる場合

(9) 特定個人情報の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記(5), (6)の共同利用も行いません。

個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、(4), (11), (12), (13)をご覧ください。

(10) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店もしくは営業店、または下記(13)のお問い合わせ窓口まで、また、事故に関するご照会については、「ご契約のしおり」または保険証券、保険契約証もしくは加入者証に添付の「保険約款」に記載の『保険金請求に関するお問い合わせ』先、または下記(14)のお問い合わせ窓口まで、お問い合わせください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

(11) 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等
個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記(14)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

(12) 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

安全管理措置に関するご質問については、下記(14)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。
なお、当社のサイトでは、お客様に関する情報を入力していただく部分およびお送りする部分ではすべてSSL(Secure Sockets Layer)の高度なデータ暗号化システムを採用しています。また、サイト内における情報の保護にも、ファイヤウォールの設置等、万全を期していますが、インターネット通信の性格上セキュリティを完全に保証するものではありませんのであらかじめご了承ください。

当社のサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当社が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

当社のホームページでは、クッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(13) 匿名加工情報の取扱い

① 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・ 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・ 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・ 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・ 作成の元となった個人情報を本人を識別するための行為をしないこと

② 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

(14) お問い合わせ窓口

当社は、個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報に関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

エイチ・エス損害保険株式会社 お客様相談室

所在地 〒105-0021 東京都港区東新橋2丁目3番地3号 ルオーゴ汐留8階

電話 0120-937-836

(祝日・年末年始を除く月～金 午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <https://www.hs-sonpo.co.jp/>

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470

(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/>

8. 反社会的勢力の排除のための基本方針

当社は、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断し排除するとともに、役職員一同がこれを遵守することにより、当社に対する公共の信頼を維持し、当社の業務の適切性と安全性の確保に努めます。

(1) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断します。

(2) 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、経営陣以下組織全体で対応するとともに、これに対応する役職員の安全を確保します。

(3) 外部専門機関との連携

反社会的勢力に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携を図ります。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、これを毅然と拒絶するとともに、民事および刑事の両面から法的対抗手段を講じます。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対しては、いかなる理由があっても裏取引や資金の提供等は絶対に行いません。

9. 利益相反管理の基本方針

当社は、当社または当社のグループ金融機関等（以下総称して「当社グループ」といいます。）が行う保険関連業務に係る取引において、お客様の利益が不当に害されることがないように、法令等の定めに従い以下の通り利益相反管理基本方針を定め、適正な業務遂行に努めます。

(1) 対象取引およびその特定

利益相反とは、当社グループとお客様の間または当社グループのお客様相互の間で利益が相反する状況をいいます。

本方針が対象とする「利益相反のおそれのある取引」とは、当社グループが行う保険関連業務に係る取引のうち、

利益相反を生ずることにより、お客様の利益を不当に害するおそれがある取引をいいます。

対象取引に該当するか否かについては、当社グループ内各社の個別状況を考慮し、かつ当該取引の個別事情等を総合的に検討し、決定します。

(2) 利益相反の管理方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合は、次に掲げる方法やその他方法等により、当該お客様の保護を適正に確保すべく対象取引を管理します。

- ・対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- ・対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- ・対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- ・対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示し同意を取得する方法

(3) 利益相反管理体制の整備

当社は、営業部門から独立した利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、利益相反のおそれのある取引の管理に必要な情報の収集を行う等、利益相反取引を一元的に適切に管理し、同時に当社の役職員に対して本方針の周知徹底をはかります。

また、利益相反管理態勢の整備状況等の検証については、内部監査部門が定期的監査を実施します。

(4) 利益相反管理の対象とする会社の範囲

当社のほか、以下に該当する当社グループの金融機関等を管理の対象とします。

- ① 当社の親金融機関等
- ② 当社の子金融機関等

(注) 保険業法第100条の2の2をご参照ください。

V 財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2016年度	2017年度	科 目	2016年度	2017年度
(資産の部)			(負債の部)		
現 金 及 び 預 賯 金	2,976	3,242	保 険 契 約 準 備 金	1,669	1,858
有 働 証 券	45	50	支 払 備 金	424	477
株 式	45	50	責 任 準 備 金	1,244	1,381
貸 付 金	4	-	そ の 他 負 債	471	486
一 般 貸 付	4	-	再 保 険 借	102	103
有 形 固 定 資 産	21	27	未 払 法 人 税 等	44	9
建 物	3	13	預 り 金	2	6
その他の有形固定資産	17	14	未 払 金	41	38
無 形 固 定 資 産	114	81	仮 受 金	280	327
ソ フ ト ウ エ ア	114	81	賞 与 引 当 金	25	23
その他の無形固定資産	0	-	価 格 変 動 準 備 金	0	0
そ の 他 資 産	624	633	負債の部合計	2,166	2,368
未 収 保 険 料	0	0	(純資産の部)		
代 理 店 貸	236	217	資 本 金	1,612	1,612
再 保 険 貸	107	68	利 益 剰 余 金	287	324
未 収 還 付 法 人 税 等	-	14	利 益 準 備 金	9	12
未 収 収 金	106	124	繰 越 利 益 剰 余 金	278	311
未 収 収 益	1	1	株 主 資 本 合 計	1,899	1,936
預 託 金	27	64	純資産の部合計	1,899	1,936
地 震 保 険 預 託 金	0	0			
仮 払 金	102	118			
前 払 費 用	41	23			
繰 延 税 金 資 産	279	270			
貸 倒 引 当 金	0	-			
資産の部合計	4,066	4,304	負債及び純資産の部合計	4,066	4,304

[貸借対照表の注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

4. 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権は該当がなく、その他の債権については、倒産確率を債権額に乘じた額を引き当てております。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産を所管する部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

5. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

6. 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については、主として短期的な預金によっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預貯金	3,242	3,242	—
② 代理店貸	217	217	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預貯金、並びに代理店貸

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額50百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

9. 貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はありません。

10. 有形固定資産の減価償却累計額は34百万円であります。

11. 関係会社に対する金銭債権の総額は1百万円、金銭債務の総額は154百万円であります。
12. 繰延税金資産の総額は270百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は責任準備金257百万円であります。
13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機周辺機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
14. 子会社等の株式は50百万円であります。
15. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支 払 備 金 (出再支払備金控除前)	681	百万円
同 上 に か か る 出 再 支 払 備 金	204	百万円
差 引	477	百万円

16. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。
- | | | |
|---------------------------|-------|-----|
| 普通責任準備金(出再責任準備金控除前) | 650 | 百万円 |
| 同 上 に か か る 出 再 責 任 準 備 金 | 190 | 百万円 |
| 差 引 (イ) | 459 | 百万円 |
| そ の 他 の 責 任 準 備 金 (ロ) | 921 | 百万円 |
| 計 (イ+ロ) | 1,381 | 百万円 |
17. 1株当たりの純資産額は60,068円06銭であります。
18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2016年度	2017年度
経 常 収 益	3,133	3,190
保 険 引 受 収 益	3,119	3,178
正 味 収 入 保 険 料	3,092	3,178
積 立 保 険 料 等 運 用 益	0	0
支 払 備 金 戻 入 額	27	-
為 替 差 益	-	0
資 産 運 用 収 益	14	11
利 息 及 び 配 当 金 収 入	14	11
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	0	0
そ の 他 経 常 収 益	0	0
経 常 費 用	3,070	3,100
保 険 引 受 費 用	2,306	2,344
正 味 支 払 保 険 金	1,069	1,047
損 害 調 査 費	268	270
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	816	838
支 払 備 金 繰 入 額	-	53
責 任 準 備 金 繰 入 額	152	136
為 替 差 損	0	-
資 産 運 用 費 用	32	11
有 働 証 券 売 却 損	-	0
有 働 証 券 評 価 損	31	-
為 替 差 損	0	10
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	731	744
そ の 他 経 常 費 用	0	0
経 常 利 益	63	90
特 別 損 失	2	9
固 定 資 産 処 分 損	2	9
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益	60	80
法 人 税 及 び 住 民 税	60	17
法 人 税 等 調 整 額	△ 67	9
法 人 税 等 合 計	△ 6	27
当 期 純 利 益	67	52

[損益計算書の注記]

1. 関係会社との取引による収益の総額は 471 百万円、費用の総額は 1,634 百万円であります。

2. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

取 入 保 険 料	4,650 百万円
支 払 再 保 険 料	1,471 百万円
差 引	3,178 百万円

3. 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支 扟 保 険 金	1,493 百万円
回 収 再 保 険 金	446 百万円
差 引	1,047 百万円

4. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支 扟 諸 手 数 料 及 び 集 金 費	1,572 百万円
出 再 保 険 手 数 料	733 百万円
差 引	838 百万円

5. 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支 扟 備 金 繰 入 額 (出再支払備金控除前)	76 百万円
同 上 に か か る 出 再 支 払 備 金 繰 入 額	23 百万円
差 引	53 百万円

6. 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	48 百万円
同 上 に か か る 出 再 責 任 準 備 金 繰 入 額	15 百万円
差 引	33 百万円
そ の 他 の 責 任 準 備 金 繰 入 額	102 百万円
計	136 百万円

7. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預 貯 金 利 息	10 百万円
貸 付 金 利 息	0 百万円
そ の 他 利 息 ・ 配 当 金	0 百万円
計	11 百万円

8. 1 株当たりの当期純利益は 1,643 円 56 銭であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)エイチ・アイ・エス	被所有 直接82.0%	損害保険代理店の委託	代理店手数料の支払(注1)	1,414	未払手数料	139
			保険契約の引受	元受保険料の受取(注2)	471	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 代理店手数料は他社との競合等を勘案して、合理的に設定した手数料率によっております。

(注2) 保険契約は普通保険約款に従い、引き受けております。

(注3) 上記(注1)の代理店手数料の金額には消費税等が含まれております。

10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	2016年度	2017年度
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益（△は損失）		60	80
減価償却費		65	60
減損損失		-	-
支払備金の増減額（△は減少）		△ 27	53
責任準備金の増減額（△は減少）		152	136
貸倒引当金の増減額（△は減少）		0	0
利息及び配当金収入		△ 14	△ 11
有価証券関係損益（△は益）		31	0
為替差損益（△は益）		-	10
支払利息		0	-
固定資産関係損益（△は益）		0	0
商品有価証券の増減額（△は増加）		0	0
その他の資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額（△は増加）		△ 55	△ 9
その他の負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額（△は減少）		31	46
小 計		244	366
利息及び配当金の受取額		14	11
利息の支払額		0	-
法人税等の支払額		△ 43	△ 51
営業活動によるキャッシュ・フロー		216	326
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 30	△ 10
有価証券の売却・償還による収入		-	4
貸付けによる支出		0	-
貸付金の回収による収入		-	4
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)		△ 30 (185)	△ 1 (325)
有形固定資産の取得による支出		△ 18	△ 14
有形固定資産の売却による収入		-	-
その他		△ 37	△ 17
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 85	△ 33
財務活動によるキャッシュ・フロー			
社債の発行による収入		-	-
株式の発行による収入		-	-
配当金の支払額		-	△ 16
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	△ 16
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	△ 10
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		130	265
現金及び現金同等物の期首残高		2,846	2,976
現金及び現金同等物期末残高		2,976	3,242

[キャッシュ・フローの注記]

- 重要な非資金取引の内容
非資金取引について記載すべき重要なものはありません。
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書

<2016年度>

(単位：百万円)

資本金	株 主 資 本				株主資本合計	純資産合計		
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計				
		その他利益剰余金	繙越利益剰余金					
当期首残高	1,612	9	210	220	1,832	1,832		
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益			67	67	67	67		
当期変動額合計			67	67	67	67		
当期末残高	1,612	9	278	287	1,899	1,899		

<2017年度>

(単位：百万円)

資本金	株 主 資 本				株主資本合計	純資産合計		
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計				
		その他利益剰余金	繙越利益剰余金					
当期首残高	1,612	9	278	287	1,899	1,899		
当期変動額								
剰余金の配当		3	△ 19	△ 16	△ 16	△ 16		
当期純利益			52	52	52	52		
当期変動額合計		3	33	36	36	36		
当期末残高	1,612	12	311	324	1,936	1,936		

〔株主資本等変動計算書の注記〕

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	32,240	—	—	32,240

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. リスク管理債権

(1) 破綻先債権

該当ありません。

(2) 延滞債権

該当ありません。

(3) 3ヶ月以上の延滞債権

該当ありません。

(4) 貸付条件緩和債権

該当ありません。

3. 債務者区分に基づいて区分された債権

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

該当ありません。

(2) 危険債権

該当ありません。

(3) 要管理債権

該当ありません。

(4) 正常債権

該当ありません。

4. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円、%)

	2016年度	2017年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	2,827	2,979
資本金又は基金等	1,899	1,936
価格変動準備金	0	0
危険準備金	-	-
異常危険準備金	819	921
一般貸倒引当金	0	-
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	-	-
土地の含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	108	121
(B) 単体リスクの合計額	654	741
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2} + R_5 + R_6$		
一般保険リスク (R ₁)	424	438
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	-	-
予定利率リスク (R ₃)	0	0
資産運用リスク (R ₄)	64	72
経営管理リスク (R ₅)	13	15
巨大災害リスク (R ₆)	211	281
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B) × 1/2}] × 100	864.1	803.3

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 86 条および第 87 条ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しております。

〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」(表の「(B) 単体リスクの合計額」)に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(表の「(A) 単体ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(表の(C))です。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ① 保 險 引 受 上 の 危 険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る
(一般保険引受リスク)
(第三分野保険の保険リスク) 危険(巨大災害に係る危険を除く)
- ② 予 定 利 率 上 の 危 険 : 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ること
(予定利率リスク) により発生し得る危険
- ③ 資 産 運 用 上 の 危 険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
(資産運用リスク)
- ④ 経 営 管 理 上 の 危 険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
(経営管理リスク)
- ⑤ 巨 大 災 害 に 係 る 危 険 : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
(巨大灾害リスク)

・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額を除く。)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

5. 保険会社およびその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況
(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円、 %)

	2016年度	2017年度
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額	2,816	2,983
資本金又は基金等	1,887	1,940
価格変動準備金	0	0
危険準備金	-	-
異常危険準備金	819	921
一般貸倒引当金	0	-
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	-	-
土地の含み損益	-	-
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額（税効果控除前）	-	-
保険料積立金等余剰部分	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
少額短期保険業者に係るマージン総額	1	-
控除項目	-	-
その他	108	121
(B) 連結リスクの合計額	654	740
$\sqrt{\left(\sqrt{R_1^2 + R_2^2} + R_3 + R_4\right)^2 + \left(R_5 + R_6 + R_7\right)^2} + R_8 + R_9$		
損害保険契約の一般保険リスク（R1）	424	438
生命保険契約の保険リスク（R2）	-	-
第三分野保険の保険リスク（R3）	-	-
少額短期保険業者の保険リスク（R4）	1	-
予定利率リスク（R5）	0	0
生命保険契約の最低保証リスク（R6）	-	-
資産運用リスク（R7）	56	64
経営管理リスク（R8）	13	15
損害保険契約の巨大災害リスク（R9）	211	281
(C) 連結ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B) × 1/2] × 100	860.8	805.8

(注) 1. 「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条の 2 (連結ソルベンシー・マージン) および第 88 条 (連結リスク) ならびに平成 23 年金融庁告示第 23 号の規定に基づいて算出された比率です。
2. 当社はカスタマーサポート業を営む子会社等を有しております。

〈連結ソルベンシー・マージン比率〉

- ・損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・この「通常の予測を超える危険」(表の「(B) 連結リスクの合計額」)に対して、「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」(表の「(A) 連結ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「連結ソルベンシー・マージン比率」(表の(C))です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保 險 引 受 上 の 危 險 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(損害保険契約の一般保険リスク、生命保険契約の保険リスク、第三分野保険の保険リスク及び少額短期保険業者の保険リスク)
 - ② 予 定 利 率 上 の 危 險 : 積立型保険や生命保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 最 低 保 証 上 の 危 險 : 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険(生命保険契約の最低保証リスク)
 - ④ 資 產 運 用 上 の 危 險 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ⑤ 経 営 管 理 上 の 危 險 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～④および⑥以外のもの
 - ⑥ 巨 大 灾 害 に 係 る 危 險 : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当や外国で発生する巨大災害)により発生し得る危険
- ・「当社およびその子会社等が保有している資本金・準備金等の支払余力(連結ソルベンシー・マージン総額)とは、当社およびその子会社等の純資産(剰余金処分額を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・連結ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社グループを監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

6. 時価情報

(1) 有価証券

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

該当ありません。

③ 子会社株式および関連会社株式

子会社等の株式(貸借対照表計上額50百万円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです

④ その他有価証券

該当ありません。

(2) 金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

該当ありません。

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

(5) 先物外国為替取引

該当ありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引（(7) に掲げるものを除く。）

該当ありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る）

該当ありません。

7. その他

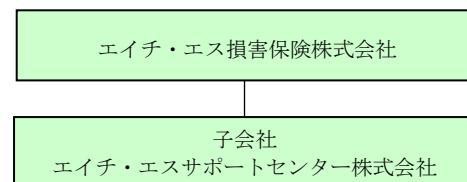
保険業法第111条第1項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等については、会社法によるEY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

VI

保険会社およびその子会社等の概況

1. 主要な事業の内容、組織の構成および子会社等に関する事項

当社は国内損害保険事業を営んでいます。また、当社の子会社はカスタマーサポート業を営んでいます。



(2018年3月31日現在)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当会社が有する子会社等の議決権比率	当会社の他の子会社等の議決権比率
エイチ・エスサポートセンター株式会社	東京都 新宿区	カスタマー サポート業	2015年 9月1日	百万円 25	% 100.0	—

1. 直近の事業年度における事業の概況

エイチ・エスサポートセンター株式会社は2015年9月1日に海外旅行保険等に関するサポート業者として設立し、2016年4月1日より営業を開始しました。独自にアシスタンス事業を構えることで、海外旅行保険被保険者向けの医療事故、医療以外の事故（賠償責任、携行品損害、航空機手荷物遅延事故など）に対するアシスタンスサービスおよび事故受付業務を一元化し、より感度の高いスマーズなサービスを提供しています。また、当期のエイチ・エスサポートセンター株式会社の業績につきましては、売上高が186百万円、売上原価が67百万円、売上総利益が118百万円、販売費および一般管理費が93百万円となり、当期純利益は22百万円となっています。

なお、当社は、エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社（現ふくろう少額短期保険株式会社）の6,820株中2,890株の株式（議決権割合42.4%）を保有していましたが、2017年7月6日に全株式を株式会社フジトミに譲渡しました。



エイチ・エス損害保険株式会社

〒105-0021 東京都港区東新橋2丁目3番地3号 ルオーゴ汐留8階

<https://www.hs-sonpo.co.jp/>